平成 24 年９月 21 日

各　　位

会社名　　株式会社鐘崎
代表者名　代表取締役社長　吉田　久武
（ＪＡＳＤＡＱ・コード 2912）
問合せ先　専務取締役　　庄子　健一
TEL 022-231-5141

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行等に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「Ⅰ．１．(1)変更の理由」の手続②において定義いたします。）の取得について、平成 24 年 10 月 25 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．当社定款の一部変更

１．種類株式発行等に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-１」）

(1)　変更の理由

平成 24 年８月 24 日付の当社による「株式会社吉田フードプランニングによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、株式会社吉田フードプランニング（以下「吉田フードプランニング」といいます。）は、平成 24 年７月 12 日から同年８月 23 日まで当社普通株式に対して公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、同年８月 30 日（決済開始日）をもって、当社普通株式 2,755,861 株を所有するに至っており、本臨時株主総会及び本種類株主総会において吉田フードプランニングと議決権を共同行使することに同意している吉田久武（所有株式数：1,241,110 株）の所有分と合計すると、当社普通株式計 3,996,971 株（当社の発行済株式総数 4,646,400 株（平成 24 年８月 31 日時点の自己株式 398,654 株を除きます。）に対する割合：94.10%）を所有するに至っております。

また、平成 24 年７月 11 日付の当社による「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、吉田フードプランニングは、当社が抱える事業上の課題を検討し、当社の株主の皆様及び当社にとって最善の方策を模索してまいりました。その結果、(i)当社の株主の皆様に対しては、経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することが可能となり、(ii)当社は、原点回帰を志向し、長期的視点に立脚した事業運営を行うことのみならず、顧客の目線に立った地域に根付いた独自の経営を行うことにより、従業員とともに前へ進むことが可能となり、短期的な業績に過度に左右されることなく、長期的なブランド・信頼感の維持と向上の機会が得られるとともに、株式の非公開化による上場コストの削減も図ることができることから、当社のＭＢＯ（一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。）を行うことこそが、当社の株主の皆様及び当社にとって最善の方策であるとの結論に至り、当社普通株式の非公開化の一連の取引の一環として、本公開買付けを実施したとのことです。

当社といたしましても、平成 24 年７月 11 日付の当社による「ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知

らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、吉田フードプランニングと同様に、当社が抱える現状の事業上の課題を克服するための経営戦略の見直しの可能性、吉田フードプランニングが指摘するような顧客目線の独自の経営による長期的なブランド・信頼感の維持・向上の必要性や、上場維持のメリットの評価等を踏まえると、当社の株主の皆様に経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担が及ばないよう回避しつつ、これらの見直し等を可及的速やかに実行するためには、当社普通株式を非公開化することが最善の方策であるとの結論に至りました。加えて、本公開買付けは、公正な手続を通じて株主の皆様が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮されており、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び諸条件も当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上の理由により、本公開買付けが実施されて成立し、吉田フードプランニングから要請を受けたことから、当社は本臨時株主総会及び本種類株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいたうえで、吉田フードプランニング及び吉田久武のみを当社の株主として、当社普通株式を非公開化するために、次の事項を実施することといたしました。

① 当社定款の一部を変更してA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします（「手続①」）。

② 上記①による変更後の当社定款（以下「変更後定款①」といいます。）の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得することができる全部取得条項（会社法第108条第1項第7号の定めを指します。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を1,241,110分の4株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします（「手続②」）。

③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社定款（以下「変更後定款②」といいます。）に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき A 種種類株式を 1,241,110分の4株の割合をもって交付いたします。なお、吉田フードプランニング及び吉田久武を除く株主の皆様に取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であります。また、割り当てられる A 種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります（「手続③」）。

当社は、A種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を吉田フードプランニングに対して売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社が A 種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に470円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

定款一部変更の件-1は、手続①を実施するために必要な定款変更をご提案するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である手続②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設します。

また、下記「Ⅲ．上場廃止の予定について」のとおり、当社は非上場会社となる予定ですので、A種種類株

式を譲渡により取得するには当社の取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを新設します。

さらに、A 種種類株式についての規定を設けることに伴って、当社が、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していた定款第８条につき、同条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（定款一部変更の件-１で設けられるＡ種種類株式については１株を単元株式数とします。）、その趣旨を明確にするための変更を行うほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、定款一部変更の件-１に係る定款の一部変更は、定款一部変更の件-１に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、13,760,000 株とする。	第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、13,760,000 株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式 13,759,900 株、第６条の２に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」という。）100 株とする。
（新設）	第６条の２（A 種種類株式） 当会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種種類株式１株につき１円（以下「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。A 種株主又はＡ種登録株式質権者に対してＡ種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主又はＡ種登録株式質権者はＡ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
（新設）	第６条の３（A 種種類株式の譲渡制限） A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。
第８条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100 株とする。	第８条（単元株式数） 当会社の普通株式の単元株式数は 100 株とし、A 種種類株式の単元株式数は１株とする。
（新設）	第 15 条の２（種類株主総会） 第 13 条及び第 15 条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 ２．会社法第 324 条第１項に定める種類株主総会

	の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ３．会社法第 324 条第２項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

２．全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-２」）

(1) 変更の理由

定款一部変更の件-２は、上記「Ⅰ．１．(1)変更の理由」の手続②でご説明した定款変更として、変更後定款①の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引き換えに、定款一部変更の件-１における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を 1,241,110 分の４株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものであります。かかる定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、自己株式を除きます。）を取得した場合には、前述のとおり、吉田フードプランニング及び吉田久武を除く株主の皆様に対して割り当てられるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定であります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、定款一部変更の件-２に係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件-１に係る議案及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件-２と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られることを条件として、平成 24 年 11 月 30 日に効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

変更後定款①	追加変更案
（新設）	第６条の４（全部取得条項） 当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得することができる。 ２．当会社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引き換えに普通株式１株につき Ａ 種種類株式を 1,241,110 分の４株の割合をもって交付する。

Ⅱ．全部取得条項付普通株式の取得の件

１．全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得の件は、上記「Ⅰ．１．(1)変更の理由」の手続③でご説明した手続として、変更後定款②に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、定款一部変更の件-１による定款変更に基づき新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を交付するものであります。

当該交付がなされるＡ種種類株式の数については、取得日（下記２．において定めます。）前日の最終の当社の株主名簿に記録された当社の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付

普通株式１株につき、A 種種類株式を 1,241,110 分の４株の割合をもって交付するものといたします。交付がなされる A 種種類株式の数は、前述のとおり、吉田フードプランニング及び吉田久武を除く株主の皆様に対して当社が交付する A 種種類株式が１株未満の端数となることが予定されております。

かかる株主様に対する割当ての結果生じる１株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第 234 条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第２項の規定に基づき裁判所の許可を得て A 種種類株式を吉田フードプランニングに対して売却すること、又は会社法第 234 条第２項及び第４項に基づき裁判所の許可を得て当社が A 種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 470 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

２．全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第１項及び変更後定款②に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記録された当社の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式１株の取得と引き換えに、A 種種類株式を 1,241,110 分の４株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成 24 年 11 月 30 日

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において定款一部変更の件-１に係る議案及び定款一部変更の件-２に係る議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において定款一部変更の件-２と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られること、並びに定款一部変更の件-２に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものであります。なお、その他必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ．上場廃止の予定について

本臨時株主総会において定款一部変更の件-１に係る議案及び定款一部変更の件-２に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会における定款一部変更の件-２と同内容の定款変更に係る議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所が運営する大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）（以下「ジャスダック」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成 24 年 10 月 25 日から同年 11 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年 11 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

Ⅳ．定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の日程の概要（予定）

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成 24 年８月 15 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 24 年８月 31 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会	平成 24 年９月 21 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成 24 年 10 月 25 日（木）
種類株式発行等に係る定款一部変更（定款一部変更の件-１）の効力発生日	平成 24 年 10 月 25 日（木）
当社普通株式のジャスダックにおける整理銘柄への指定	平成 24 年 10 月 25 日（木）

全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成 24 年 10 月 26 日(金)
当社普通株式のジャスダックにおける売買最終日	平成 24 年 11 月 26 日(月)
当社普通株式のジャスダックにおける上場廃止日	平成 24 年 11 月 27 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式の交付に係る基準日	平成 24 年 11 月 29 日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件-２）の効力発生日	平成 24 年 11 月 30 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付の効力発生日	平成 24 年 11 月 30 日(金)

Ｖ．支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ．に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主（親会社）との取引等については、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、また、支配株主と支配株主以外の少数株主の利益が実質的に相反するおそれがある取引を行う場合は、外部専門家から必要に応じて意見を取得する等、その取引内容及び取引条件の公正性を担保するための措置を講じた上で、支配株主からの独立性を保った取締役会において慎重に審議し決定して、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを定めております。

本取得に際しても、少数株主への不利益を与えないように、以下の措置をとっております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 24 年７月 11 日付の当社による「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」２．(3) 記載の各措置を講じております。

また、当社は、上記Ⅰ.１.(1)及びⅡ.１.に記載のとおり、Ａ 種種類株式の売却後に株主の皆様に交付される金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、別途定める基準日（平成 24 年 11 月 29 日とすることを予定しています。）において全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格と同額である 470 円を乗じた金額に相当する金銭となるように設定することを予定しております。

さらに、当社の代表取締役社長である吉田久武は、吉田フードプランニングの代表取締役を兼任し、本取得に関し当社と構造的な利益相反状態にあり、特別利害関係人に該当するおそれがあるため、本日開催の当社の取締役会における本取得に関する議案に係る審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において吉田フードプランニングとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。当該取締役会においては、吉田久武を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、同議案の審議については、当社の監査役全員が審議に参加し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。さらに、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所の法的助言を受けております。

なお、当社の取締役会は、上記決議に先立ち、当社の支配株主との間に利害関係のない潮見坂綜合法律事務所に対し、当社の取締役会による本取得の実施に関する決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を諮問しました。その結果、当社の取締役会は、平成 24 年９月 21 日付で潮見坂綜合法律事務所より、①当社の企業価値を向上させることを目的として本取得を実施することが著しく不合理とは言い難く、②本取得の取得価格も不合理とは言い難く、③本取得においては公正手続きを通じた当社少数株主利益への配慮がなされているため、④これらを総合考慮すれば、当社の取締役会において本取得を行うことを決定することが、当社の少数株主にとって不利益なものとは言えない旨の意見を得ております。

以上のとおり、事前に外部専門家からの意見を取得する等、取引内容及び取引条件の公正性を担保するための措置を講じた上で、支配株主からの独立性を保った取締役会が慎重に審議して、本取得が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断しておりますので、本取得は上記方針に適合していると考えております。

以　　上